

平成31年度こどもの予防接種事業について



北竜町では、次の通り予防接種事業を行います。お子様の体調に合わせて予防接種の計画をたててください。

【予防接種法による予防接種の種類について】

小児の予防接種は、感染蔓延を防止するために市町村が必ず実施しなければならない「定期予防接種」と、接種を受ける個人の意思で行う「任意予防接種」があります。

○定期予防接種

予防接種名 (ワクチンの種類)	接種 回数	接種できる年齢	標準的な接種期間	接種 方法
ヒブ(Hib)ワクチン (不活化ワクチン)	4回	生後2か月～5歳未満	初回:2か月から27～56日までの間隔をあけて3回 追加:12～18か月に1回 (初回3回終了後7～13か月の間)	0.5ml 皮下 注射
小児用肺炎球菌 ワクチン (不活化ワクチン)	4回	生後2か月～5歳未満	初回:2か月から27日以上の間隔をあけて3回 (12か月未満までに) 追加:12～15か月に1回 (初回3回終了後60日以上あけて)	0.5ml 皮下 注射
B型肝炎ワクチン (不活化ワクチン)	3回	生後2か月～1歳未満	1回目・2回目:2か月から27日以上の間隔をあけて2回 3回目:1回目の接種から139日(5か月)以上あけて1回 1歳になる前に3回の接種を終わらせます。	0.25ml 皮下 注射
4種混合ワクチン (ジフテリア・破傷風・ 百日せき・ポリオ混合) (不活化ワクチン)	4回	生後3か月～90か月未満	I期初回:3か月から20～56日までの間隔をあけて3回 I期追加:3回目終了後12～18か月に1回 (初回3回接種後6か月以上あけて)	0.5ml 皮下 注射
BCGワクチン (生ワクチン)	1回	生後12か月未満まで	1歳の前日まで。生後5～8か月未満が望ましい	経皮管 針接種
麻疹・風疹混合(MR) ワクチン (生ワクチン)	2回	第1期:生後12か月～24か月 第2期:小学校就学前1年の年度に属する時期		0.5ml 皮下 注射
水痘(みずぼうそう) ワクチン (生ワクチン)	2回	満1歳～3歳未満	1回目:生後12か月～24か月 2回目:初回接種後6か月から12か月の間	0.5ml 皮下 注射
日本脳炎ワクチン (不活化ワクチン)	4回	1期:生後6か月～90か月未 満 2期:9～13歳	I期初回 1回目:3歳 2回目:1回目接種から6～28日あける 追加:4歳 (2日目接種からおおむね1年後。6か月以上あける) II期:9～10歳 ※特例措置については裏面をご覧ください	0.5ml 皮下 注射
二種混合(ジフテリア・ 破傷風混合)ワクチン (不活化ワクチン)	1回	小学6年生に属する年度		0.1ml 皮下 注射

予防接種名 (ワクチンの種類)	接種 回数	ワクチンの種類	接種できる 年齢	標準的な接種期間	接種 方法
子宮頸がん ワクチン (不活化ワクチン)	3回	サーバリックス (2価)	中学1年生 から高校1 年生の女子	中学1年の女子 1回目接種の1か月後に2回目、その5か月後に3回目を 接種	0.5ml 皮下 注射
	3回	ガーダシル (4価)		中学1年の女子 1回目接種の1か月後に2回目、その4か月後に3回目を 接種	0.5ml 皮下 注射



○ 任意予防接種の接種費用の助成について

北竜町では以下の内容で任意予防接種費用の全額助成を行っています。

予防接種名	助成対象	助成接種内容	接種方法	医療機関
ロタウイルスワクチン (生ワクチン)	生後6週～32週	全回分	経口投与	深川市立病院 津田こどもクリニック
おたふくかぜワクチン (生ワクチン)	1歳～就学前	2回接種分 ※1歳代と就学前年の接種 が勧められています	皮下注射	北竜町立診療所 深川市立病院 津田こどもクリニック
水痘(みずぼうそう)ワクチン (生ワクチン)	3歳～4歳	1回接種分	皮下注射	
B型肝炎ワクチン (不活化ワクチン)	3歳未満 (定期予防接種対象者を除く)	全回分	皮下注射	
日本脳炎 (不活化ワクチン)	7歳6か月～8歳	全回分	皮下注射	
インフルエンザワクチン (不活化ワクチン)	生後6か月以上～18歳 (2019.10.15～2019.12.31 の期間のみ)	13歳未満:2回接種 (2～4週間間隔) 13歳以上:1回接種	皮下注射	北竜町立診療所 深川市立病院 津田こどもクリニック 本間クリニック



○ 予防接種を受けることができる医療機関

定期予防接種は深川市立病院、北竜町立診療所、津田こどもクリニック、任意予防接種は上記の医療機関にて、全額公費負担で実施しております。上記以外の医療機関で接種を受けた場合、料金を負担していただくことになりますので、ご注意下さい。

病院名	住所	電話	診療時間等
北竜町立診療所	北竜町字和 19-6	34-2331	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合、BCG、B型肝炎の予防接種は 予約が必要です。
深川市立病院 小児科	深川市6条6番1号	22-1101	予防接種外来 毎週水曜日 13:00～16:00 ※接種希望日の1週間前までに小児科外来に予約が必要です。 (電話予約の受付時間:月・水・金の8:30～16:00)
津田こどもクリニック	深川市5条9番6号	34-5311	月・火・木・金曜日 8:30～12:00 14:00～17:00 水・土曜日 8:30～12:00 ※接種後の体調確認のため、午前は11時まで、午後は16時までに 受付をお願いします。

日本脳炎ワクチン接種のお知らせ

北海道においては、平成 27 年度末まで、北海道内全域を「日本脳炎の予防接種を行う必要がない区域」として指定していましたが、住民が道外や海外に行き来する機会が増えていること等から平成 28 年 4 月 1 日から日本脳炎を定期予防接種とすることを決定しました。

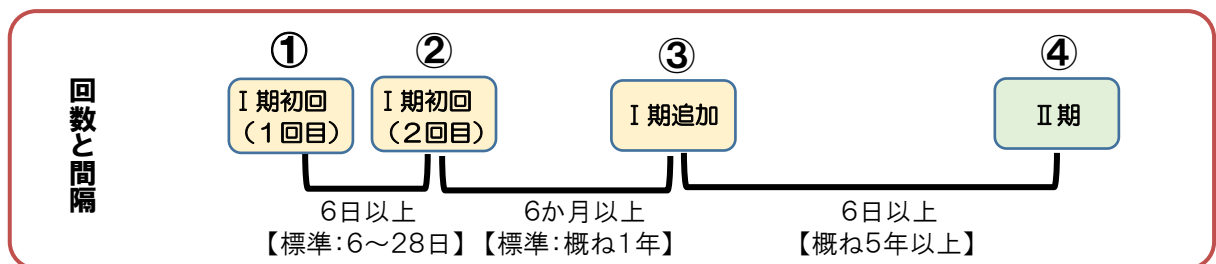
この決定を受けて、北竜町においても、平成 28 年 4 月 1 日から日本脳炎を定期予防接種として実施しています。

年齢によっては日本脳炎を定期接種として予防接種を受けられる期間が短い場合もありますので、接種を希望される方は計画的に接種することをお勧めします。

《日本予防接種の受け方》

接種回数と接種間隔など：4回の接種で完了となります

接種回数	接種間隔	定期接種対象期間	標準的な 接種年齢
①Ⅰ期初回(1回目)	—	生後6か月～ 7歳6か月未満	3歳
②Ⅰ期初回(2回目)	①から6日以上		4歳
③Ⅰ期追加	②から6か月以上		
④Ⅱ期	③から6日以上	9歳～13歳未満	9歳



☆ 日本脳炎の予防接種 実施医療機関

医療機関	小学生以下	中学生以上	予約の有無	住 所	電話番号
北竜町立診療所	○	○	-	北竜町字和 19-6	34-2331
深川市立病院	○	○	予約必要	深川市 6 条 6 番 1 号	22-1101
津田こどもクリニック	○	○	-	深川市 5 条 9 番 6 号	34-5311
児島医院	×	○	予約必要	深川市 2 条 9 番 3 号	23-2827
成田医院	×	○	予約必要	深川市 3 条 6 番 16 号	23-5566
深川内科クリニック	×	○	予約必要	深川市 5 条 2 番 14 号	23-5511

○料 金：無料

○持ち物：健康保険証・母子健康手帳

※すでに任意接種として接種した日本脳炎ワクチンについては定期接種を受けたものとみなして それ以降の定期接種を受けていただくこととなります。

★ 令和元年度 日本脳炎定期予防接種対象年齢 早見表 ★

生まれ年度	生年月日	平成31年度末 到達年齢	備考	
《 平成21年10月2日生まれ以降 》				
☆生後6か月から接種可能ですが、標準的な接種年齢は3歳からです。				
☆90か月（7歳6か月）に達した日からⅠ期の定期予防接種の対象とならないのでご注意ください。				
7歳6か月～9歳未満の任意接種は費用の助成があります。				
H28	H28.4.2 ～ H29.4.1	3歳	未満児	
H27	H27.4.2 ～ H28.4.1	4歳	年少	
H26	H26.4.2 ～ H27.4.1	5歳	年中	
H25	H25.4.2 ～ H26.4.1	6歳	年長	
H24	H24.4.2 ～ H25.4.1	7歳	小1	7歳6か月(90か月)に達した日から任意接種となります。
H23	H23.4.2 ～ H24.4.1	8歳	小2	
H22	H22.4.2 ～ H23.4.1	9歳	小3	9歳の誕生日から13歳まで定期予防接種(Ⅱ期)の対象となります。
H21	H21.10.2 ～ H22.4.1	10歳	小4	
《 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ 》 特例制度該当年齢①				
☆Ⅰ期とⅡ期接種が9歳以上13歳未満まで定期予防接種として接種できます。				
☆Ⅱ期は13歳未満までとなりますので、接種スケジュールを確認してください。				
13歳をすぎると費用の助成はありません。				
H21	H21.4.2 ～ H21.10.1	10歳	小4	
H20	H20.4.2 ～ H21.4.1	11歳	小5	
H19	H19.4.2 ～ H20.4.1	12歳	小6	
《 平成19年4月1日以前生まれ 》 特例制度該当年齢②				
☆20歳に達するまでは年齢に関係なく、Ⅰ期とⅡ期が定期予防接種として接種可能です。				
☆13歳以上のお子様が接種を受ける際、保護者の接種への同意が同意書により確認できた場合は保護者の同伴は必要ありません。 ☆20歳の誕生日からは定期予防接種対象外です。				
H18	H18.4.2 ～ H19.4.1	13歳	中1	
H17	H17.4.2 ～ H18.4.1	14歳	中2	
H16	H16.4.2 ～ H17.4.1	15歳	中3	
H15	H15.4.2 ～ H16.4.1	16歳	高1	
H14	H14.4.2 ～ H15.4.1	17歳	高2	
H13	H13.4.2 ～ H14.4.1	18歳	高3	
H12	H12.4.2 ～ H13.4.1	19歳		
H11	H11.4.2 ～ H12.4.1	20歳		20歳の誕生日から任意接種となり、費用の助成はありません。

日本脳炎の予防接種に少しでも不安を感じた時は、遠慮せずに医師に相談し、十分に納得した上で受けてください。
 予防接種は、予防接種の有効性や安全性、副反応について理解し、保護者等が文書に署名し、同意した場合に限り行われます。

日本脳炎に関する詳しい情報は厚生労働省のホームページで確認することができます。

《お問い合わせ・連絡先》
 北竜町役場 保健指導係 電話 34-2111